

船指監第443号
令和5年5月30日

市内地域密着型サービス事業所 管理者 様

船橋市 高齢者福祉部 高齢者福祉課長
福祉サービス部 指導監査課長

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う運営推進会議等の臨時的取扱いの終了について（通知）

日頃より、本市の高齢者福祉行政にご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

今般、新型コロナウイルス感染症の「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成10年法律第114号）上の位置づけの変更後（令和5年5月8日以降）の新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについては、「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う人員基準等に関する臨時的な取扱いについて」（令和5年5月1日付厚生労働省老健局高齢者支援課ほか連名事務連絡）にて、示されたところです。

これにより、指定地域密着型サービス事業所において実施を義務付けられている運営推進会議または介護・医療連携推進会議について可能とされていた書面開催などの臨時的取扱いは令和5年5月7日をもって終了となりますので、事業所の運営上ご留意ください。

<問い合わせ先> 船橋市高齢者福祉課施設整備係 電話 047-436-2353
船橋市指導監査課指導監査第二係 電話 047-404-2712